

第2章 市議会及び市議会議員に関する規定について

(会派) 第5条関係

(会派について規定する。)

●川崎市議会

- ・議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。
- ・会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

●新潟市議会

- ・議員は、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができます。
- ・会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ります。
- ・会派は、議員の意思を尊重しその活動を支援するとともに、政策提案のために調査研究を行います。
- ・会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めます。

●広島市議会

- ・議員は、活動するため、議会における会派(以下「会派」という。)を結成することができる。
- ・会派は、政策の立案、提言等に関し、会派間で調整を行い、議会における合意形成に努めるものとする。
- ・会派は、市政に関する市民の意思の把握、市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びにその所属する議員の活動に必要な研修等を行うものとする。

●北九州市議会

- ・議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。
- ・会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。
- ・会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

●制度等検討会

○静政会(案)

(会派の成立)

第5条 議員は、政策を中心とした共通の理念を有する議員により会派を結成し、議会における活動を行うものとする。

(会派の活動)

会派は、議会内の自律的な団体として、研修会の実施など会派の会議を主催するほか、政務調査、予算要望、広報活動等の実施主体となる。

- 2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間の調整及び合意形成に努め、効率的な会議運営に資するものとする。

○自民党（案）

（会派）

議員は、同一の理念を共有する議員の政策集団の組織として、会派を結成することができる。この場合において、所属議員が1人であっても、会派とすることができる。

- 2 会派は、政策立案等、市民福祉の向上及び市民自治によるまちづくりの推進を図るため、議会活動を行うものとする。
- 3 会派の代表者をもって代表者会議を設置することができる。代表者会議は別に定める事項について審議するものとする。

●あり方研究会

議員は、民意を堅実に受け止め、政策立案、政策決定、政策提言等（以下「政策立案等」という。）を効果的かつ効率的に市政に反映させるため、同一の理念を共有する議員の政策集団の組織として、会派を結成することができる。この場合において、所属議員が1人であっても、会派とすることができる。

- 2 会派は、議会活動及び議員活動の基本方針の認識の下に、市民福祉の向上及び市民自治によるまちづくりの推進を図るため、議会活動を行うものとする。

協議事項

（会派）

市議会議員は、

会派は、

会派は、

※参考＜市議会だより掲載内容＞

会派とは・・・自分たちの考えをより効果的に市政に反映させるため、同じような考え方や意見を持つ議員で構成するグループのこと。